

宝塚市議会 議会報告会

令和5年第3回（6月）定例会

総務常任委員会報告

報告者：総務常任委員会委員 田中 こう

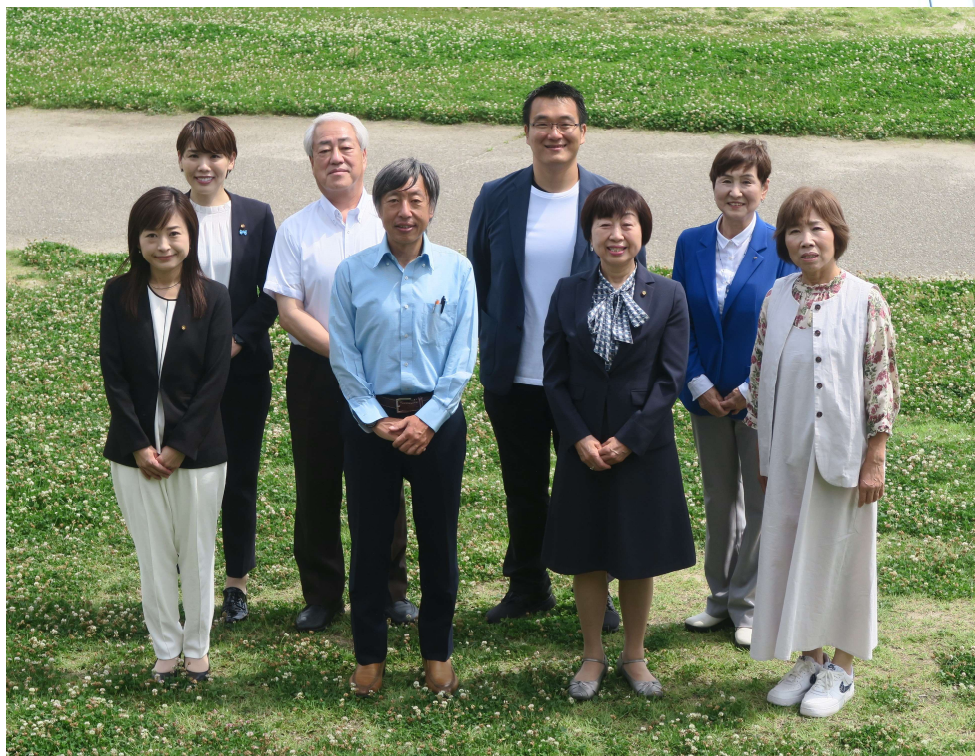
審査の状況

① 6月1日

② 6月6日

③ 6月27日

委員長	桑原	健三郎
副委員長	田中	こう
委員	大島	千都世
	梶川	みさお
	北野	聡子
	田中	美由紀
	藤岡	和枝
	村松	あんな



議案第47号

令和5年度宝塚市一般会計補正予算（第3号）

議案の概要

補正後の令和5年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額 881億6,867万7千円

（13億6,117万7千円の減額）

歳出予算の主なもの

増額 物価高騰等に伴う事業者等への支援金、乳幼児等医療費助成事業、学校給食費の物価高騰分に係る財源更生について

物価高騰等に伴う事業者等への支援金

国

エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援を実施できるよう電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を増額。

市

支援金支給

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、放課後児童クラブ、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所

【問】 支給方法について

【答】 定額の支援額とすることで、申請の簡素化を図り、早く支給できると考えている。

【問】 支援金は対象事業者全てに支給するつもりで実施しているのか。

【答】 支援を実施する以上は対象事業者全てに支給する気持ちで事業を実施している。昨年度実施した支援金の**執行率は72～73%**程度だった。周知等に力を入れ、事業を推進していく必要があると考えている。

乳幼児等医療費助成事業

2023年

12月31日まで

中学校3年生
までの医療費

入院・通院無料
所得制限あり

(市民税所得割額
23万5千円未満)

2024年

1月1日から

中学校3年生
までの医療費

入院・通院無料
所得制限なし

高校生までの医療費

入院のみ無料
所得制限なし

6 阪神間各市の状況

(1) 高校生等への助成対象状況(R5 年度実施予定分を含む)

	助成の有無(開始年度)	所得制限の有無	助成内容
西宮市	有(R5.1~通院・入院)	無	一部負担金有
尼崎市	有(R4.7~入院のみ)	無	無料
伊丹市	有(R5.7~入院のみ)	無	無料
川西市	有(R5.7~入院のみ)	無	無料
三田市	有(R3.10~入院)	無	無料
	有(R6.1~通院)	無	一部負担金有
芦屋市	無	—	—
宝塚市	有(R6.1~入院のみ)	無	無料

(2) 中学3年生までの所得制限状況(R5 年度実施予定分を含む)

	所得制限の有無
西宮市	無(但し一部負担金有)
尼崎市	無(但し一部負担金有)
伊丹市	無(R5.7~)
川西市	無(R5.7~)
三田市	無(但し一部負担金有)
芦屋市	有
宝塚市	無(R6.1~)

【問】 財源確保の見通しは。

【答】 制度を持続可能なものにするためには安定的な財源が必要であることは認識している。現時点においては特定の事業等を廃止縮小して財源を確保することは想定しておらず、様々な観点から検討し、予算全体で調整しながら対応したい。

【問】 少子化対策に向けて、総合的な施策の策定は検討しているのか。

【答】 最近の事業としては、たからっ子総合相談センターの開設や、ひとり親家庭の生活学習支援の拡充、民間放課後児童クラブの新設などを実施している。
他市に比べて充実している部分をアピールすることも必要と考える。

学校給食費の物価高騰分に係る財源 更正について

学校給食の質を維持。給食費上昇から保護者負担の増加を避ける

当初予算で、学校給食費調整基金と
りくずしと、一般財源で対応

国の交付金活用
が可能に
財源更正

91,641,740円

来年度以降の見通しについて

交付金が活用できるかは不明。
物価の下落が見込めない状況のため、
交付金活用の可能性のほか、
給食費改定のための条例改正も検討
する必要がある。

市教育委員会

その他、補正事業内容 **議案は全員一致で可決**

二酸化炭素排出
抑制対策事業

不育治療支援事
業助成金

バス・タクシー
支援補助金

尼崎宝塚線整備
工事にかかる負
担金の増

急傾斜地崩壊対
策工事費

土砂災害対策事
業補助金

農業物価高騰対
策支援金

畜産飼料価格高
騰対策支援金

etc.

請願第2号

インボイス制度の実施延期を求める意見書を
政府に送付することを求める請願

インボイスとは？

業者間で消費税が課税される商品やサービスの取引をした際に、消費税を受け取った側の業者が発行する請求書のこと。法律上の名称は「適格請求書」という。通常の請求書の記載事項に加えて「税率別の消費税額」と「インボイスを発行する事業者の登録番号」が記載されていることが必要。

インボイスのイメージ（国税庁のホームページより）

適格請求書発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません（下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(注) 適格簡易請求書の記載事項は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足りる。）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

(株)〇〇御中		⑥ 請求書
②		××年 11 月分
11/1	牛肉 ※	5,400 円
11/2	小麦粉 ※	2,160 円
⋮		⋮
11/30	ビール	6,600 円
※ 軽減税率対象		③ 合計 87,200 円
		うち消費税 7,200 円
(10%対象 40,000 円)		消費税 4,000 円
(8%対象 40,000 円)		⑤ 消費税 3,200 円
④		△△(株)
①		登録番号 T1234567890123

請願の趣旨

インボイス制度が実施されれば、消費税の免税事業者への新たな税負担や過酷な実務負担が押し付けられる。すでに「インボイス登録しないと回答したら契約を打ち切られた」事例が出ている。小規模事業者への取引排除が広がれば、地域経済はますます疲弊することになる。

インボイス制度が始まれば、コロナ禍や物価高から事業の維持・再建を図ろうとしている中小事業者やフリーランスに大きな足かせとなる。

請願の項目

インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付していただくこと。

法律が国会で
可決されている。

延期や廃止には
法改正が必要。

反対討論

事業者や自治体
で導入準備が進
められている。

適正課税のため
にインボイスは
必要。

制度が周知されて
いない。

廃業が増え、市や
国にとってもマイ
ナス。

賛成討論

取引に様々な
障害が発生す
る。

日本商工会議
所も延期を求
めている。

不採択
(賛成少数)

ご清聴ありがとうございました。

詳細資料は



で検索